

議案第4号

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正
について

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年愛西市条例
第33号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年2月28日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、財団法人愛知県市町村振興協会が公益財団法人へ
移行することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第4号

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正
する条例

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成17年愛西市条例第
33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。